

株 主 各 位

第32回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日)

パス株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pathway.co.jp>) に掲載し、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第399条の13第1項及び第2項の規定に基づき、以下の内容で変更決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程を制定し、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、同時にこれらを遵守する体制及び企業風土を構築する。また、内部監査により業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令、定款及び諸規程に基づき行われているか監査を実施し、その結果を代表取締役が把握することにより適切な遵守体制の運用が図られていることを確認する。また、内部通報制度を設け、社員自らの防止意識が適切に反映されている仕組みを確保する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき記録し、事後的に確認ができるよう適切かつ確実に保存及び管理を行う。また、取締役及び監査等委員から閲覧の要請があるときは、これらの文書を速やかに閲覧提供できる体制を整える。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を制定し、これによりリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
原則、毎月1回の定時取締役会、また、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る意思決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。また、重要な経営課題に関しては、随時会議を開催し、審議、検討及び情報の共有並びに意思の疎通を図ることで、意思決定の迅速化と効率性の確保に努める。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会等において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ間での会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努めるための体制を構築する。また、法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査担当が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、その職務を補助する使用人を管理本部から選任する。
 - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査等委員会の同意を得る。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は以下に定める事項について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・会社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上に係る諸問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・会社業務に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - ・監査等委員から業務に関して報告を求められた事項
 - ② 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役及び使用人は、当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査等委員会は、当社グループの代表取締役及び他の監査等委員ではない取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について適宜意見交換を行う。
 - ② 監査等委員会は、事業年度毎に監査に必要な監査予算を策定し、会社はそれをその事業年度の会社予算に計上する。
 - ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに報告を求める。
- (9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で不利益な取扱いを行わない旨を、当社グループの取締役及び使用人に周知し徹底する。
- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に関する費用や債務の処理については、監査等委員の職務執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第388条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社は、「反社会的勢力とは関わりを持たず、また、不法・不当な要求があった場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶する」ことを基本方針としており、反社会的勢力との関連性が思慮される事実その他紛争等に発展する可能性のある事実については、直ちに管理部門長に報告し、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り然るべき対応を行う。
- また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、警察や顧問弁護士等と連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を23回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行について

当社は、職務執行に対する監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図るため、監査等委員会を設置いたしました。

監査等委員は、法令・定款・監査等委員会規程・監査等委員会監査基準等に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき、取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会等重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

監査等委員会は、2021年6月に設置以降、当事業年度において監査等委員会を9回開催し、監査における重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。会計監査人との会合を4回開催し監査計画や監査結果等の報告を受けるほか、監査上の諸問題等、情報交換を行っております。また、内部監査部門である管理本部からは報告を受けるなどの連携により、監査の効率性・実効性を高めております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社の管理部門を統括することにより、適正な経営基盤やガバナンスの整備及び運営等に関する経営監督を行い、月次での営業活動等の報告を定期的に受けることにより、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど重要な業務執行について適切に管理しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

グループ全従業員に対し、グループ企業理念、行動指針・行動規範等印刷物を配布するとともに、コンプライアンス研修・内部通報制度の説明会を実施し啓蒙いたしました。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- イ. 連結子会社の数 3社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社マードゥレクス
株式会社ジヴァスタジオ
株式会社アルヌール

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～20年

機械及び装置 1～5年

工具、器具及び備品 4～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主たる事業である通信販売事業において、卸売業者・小売業者、消費者に対して、化粧品等を販売しております。

イ. 卸売業者・小売業者向け販売

商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡時点で顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、一部取引において、他の当事者が関与している取引が存在します。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社グループの履行義務と判断されるものについては、代理人取引として顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

ロ. 消費者向け販売

出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定した金額で収益を認識しております。また、ポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを顧客に提供しております。顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。当該契約負債の見積にあたっては、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

商品の販売における対価は、商品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 37,568千円

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損または一括償却の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損または一括償却を行う可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、収束時期や再拡大の可能性等正確に予測することは困難ではありますが、外部情報等を踏まえ、2023年4月以降も売上高への影響を受けるなどの仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

本人及び代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる物品の販売については、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しており、契約負債として表示しております。

返品権付取引に係る収益認識

従来、売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた返品調整引当金については、返品されると見込まれる商品の売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債のその他に、返品資産を流動資産のその他に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は74,588千円、売上原価が33,906千円、販売費及び一般管理費が41,010千円それぞれ減少したことにより、売上総利益が40,682千円減少し、営業損失、経常

損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ328千円減少しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は802千円増加しております。また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類による影響はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 175,640千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	31,625,800株	5,318,700株	－株	36,944,500株

(2) 連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 9,937,900株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業用資金及び運転資金等の必要資金について、営業活動に基づく自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「受取手形」及び「売掛金」、「未収入金」、「長期未収入金」は、相手方の信用リスクに晒されております。

営業債務である「買掛金」、「未払金」は、1年以内の支払期日であります。

また、借入金の用途は短期の運転資金であり、固定金利で調達することにより、金利の変動リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、与信管理規程に従い、毎年、与信枠を見直す体制としております。また、連結子会社の営業債権につきましても、当社の与信管理規程に準じた同様の管理体制を導入しており、子会社管理部が顧客の状況を定期的にモニタリングし、毎月、顧客毎に期日及び残高管理を行い、当社の管理本部がその内容を精査し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
短期借入金	500,000	500,000	—

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「受取手形」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「長期未収入金」については、その全額について貸倒引当金を設定しており時価と帳簿価額が一致していることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
短期借入金	－	500,000	－	500,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

短期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、販売経路により、卸売業者・小売業者向け販売（BtoB）と消費者向け販売（BtoC）に通信販売事業の売上を区分しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

		売上高（千円）	構成比（%）
通信販売事業	BtoB売上	1,304,297	61.7
	BtoC売上	809,586	38.3
その他事業	その他	450	0.0
顧客との契約から生じる収益		2,114,333	100.0
その他の収益		－	－
外部顧客への売上高		2,114,333	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「2. (4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債（期首残高）	12,350千円
契約負債（期末残高）	14,957千円

契約負債は、当社グループが販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、顧客のポイントの使用による収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、12,350千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 12円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △20円95銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行について

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、株式会社サスティナ（以下「サスティナ社」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式」といいます。）及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことを決議し、2022年4月25日に本新株式の総額及び本新株予約権の総額の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

<本新株式の概要>

払込期日	2022年4月25日
発行新株式数	8,333,300株
発行価額	1株につき60円
調達資金の額	499,998,000円
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社サスティナ 8,333,300株
資本組入額の総額	249,999,000円
資金の使途	サスティナ社に対する借入金の返済資金

<本新株予約権の募集の概要>

割当日	2022年4月25日
新株予約権の総数	166,666個
発行価額	総額14,833,274円 (本新株予約権1個あたり89円)
当該発行による潜在株式数	16,666,600株 (1個につき100株)
資金調達の額	1,014,832,874円 (注) (内訳) ・新株予約権発行分 14,833,274円 ・新株予約権行使分 999,999,600円
行使価額	1株につき60円
割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社サスティナ 166,666個
新株予約権の行使期間	自 2022年4月26日 至 2025年4月25日
資金の使途	新商品開発、仕入資金及びプロモーション費 430,000千円 サスティナブル事業への設備投資資金 200,000千円 再生医療関連事業への設備投資及び自動細胞培養装置開発資金170,000千円 資本業務提携先への出資金、M&A資金 200,000千円

(注) 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合、又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

(2) 借入金の期日前返済

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、以下の借入金について返済を行うことを決議し、2022年4月25日に返済いたしました。

- ①借入先 株式会社サスティナ
- ②借入金額 500,000千円
- ③利率 年3%
- ④借入日 2022年2月10日
- ⑤返済期日 2023年3月31日
- ⑥担保の有無 無

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、当社グループの経営戦略の策定及び子会社の経営指導等を行い、その対価として子会社より経営指導料を得ております。当社が子会社との契約における義務を履行するにつれて、子会社が便益を享受することから、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間により収益認識を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 580,034千円

市場価格のない関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しております。ただし、市場価格のない株式等の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減額を行っておりません。実質価額の回復可能性については、当該関係会社の事業計画を基礎としており、将来において関係会社の業績が悪化した場合には、当該事業年度において関係会社株式の減損処理を行う可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、収束時期や再拡大の可能性等正確に予測することは困難ではありますが、外部情報等を踏まえ、2023年4月以降も売上高への影響を受けるなどの仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当社における収益は子会社からの経営指導料であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしておりますが、従来の取り扱いから変更される事項はないため、収益認識会計基準等の適用による計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は以下のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	56,787千円
関係会社に対する短期金銭債務	10,398千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引による取引高

売上高

68,191千円

その他

54,658千円

2. 営業取引以外の取引による取引高

3,963千円

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金及び子会社株式評価損であります。ただし、繰延税金資産全額について評価性引当を行っており、繰延税金資産の貸借対照表計上額はありません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社名称	資本金又は出資金 (千円)	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
子会社	株式会社 マードゥ レクス	80,000	通信販売 事業	(所有) 直接 100.00	経営指導 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	599,500	-	-		
						資金の回収 (注) 1	35,000	-	-		
						債権放棄 (注) 3	1,172,666	-	-		
						出向者の 受入れ (注) 2	27,529	-	-		
						経営指導料の 受取 (注) 2	4,638	売掛金	5,102		
						利息の受取 (注) 1	871	未収入金	871		
	株式会社 ジヴァ スタジオ	75,000	通信販売 事業	(所有) 直接 100.00	経営指導 資金の借入	資金の借入 (注) 1	15,000	関係会社 短期借入金	113,460		
						資金の返済 (注) 1	144,093				
						利息の支払 (注) 1	2,155			未払費用	176
						経営指導料の 受取 (注) 2	63,553			売掛金	3,518
	株式会社 アルヌール	30,000	その他	(所有) 直接 100.00	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	95,000	関係会社 短期貸付金	95,000		
						固定資産取得 代金及び 経費の立替	2,434			立替金	36,776
事務の受託 (注) 2						299	-			-	
利息の受取 (注) 1						635	未収入金			635	

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入の利率については、市場金利を勘案して金利を決定しております。
 2. 経営指導料、出向料、事務受託料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
 3. 当社が株式会社マードゥレクスに対して有する債権を放棄いたしました。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社名 等称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主(個人)及 び近親 者が議 決権の 過半数 を所有 している会社	株式会社 ユニ・ロッ ト	238,000	太陽光発 電事業	(所有) 直接 0.80	資金の借入	資金の借入 (注) 2	250,000	—	—
						資金の返済 (注) 2	250,000	—	—
						利息の支払 (注) 2	1,780	—	—
	株式会社 サスティナ	50,000	事業用地 の賃貸及 び管理等	(所有) 直接 0.05	資金の借入	資金の借入 (注) 2	500,000	短期借入金	500,000
利息の支払 (注) 2						2,054	未払費用	2,054	

(注) 1. 株式会社ユニ・ロット及び株式会社サスティナは、当社の実質的な主要株主である日壁善博氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有する会社であります。なお、当社と日壁善博氏とは、顧問契約を締結しておりましたが、2022年3月31日に顧問契約は解消しております。

2. 資金の借入の利率については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 8円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △30円54銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行について

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、株式会社サスティナを割当先とする第三者割当による新株式の発行及び第12回新株予約権の発行を行うことを決議し、2022年4月25日に本新株式の総額及び本新株予約権の総額の払込が完了いたしました。

詳細は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記 (1) 第三者割当による新株式及び第12回新株予約権の発行について」をご参照ください。

(2) 借入金の期日前返済

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、借入金の期限前返済を行うことを決議し、2022年4月25日に返済いたしました。

詳細は、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記（2）借入金の期日前返済」をご参照ください。